

(提出年月日) 令和 6 年 5 月 3 0 日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

金権腐敗を根絶させるための政治資金規正法改正を求める意見書  
(案)

自民党派閥の裏金事件を受け、「政治改革特別委員会」が新たに設置された。委員会では、多くの国民が自民党の裏金事件に怒り、政治への信頼を失墜させていることを重く受け止め、事件の全容を解明し、金権腐敗の根を断つ抜本的改革を実現することが求められている。

金権腐敗根絶の核心問題は、企業・団体献金の全面禁止である。そもそも、企業の政治献金は本質的に政治を買収する賄賂である。国民が自ら支持する政党に寄付することは、主権者として政治に参加する権利そのものである。しかし、選挙権を持たない企業が献金することは国民主権と相入れず、国民の参政権を侵害するものである。

4 月 1 2 日付の朝日新聞社世論調査の記事によると、企業・団体献金が「利益誘導につながりかねないから、認めない方がよい」は 7 9 % に上った。これこそ国民の求めている政治改革である。同時に、罰則強化と政治資金収支の公開、透明化の改革も急務である。秘書・事務方のせいにして政治家が罪を免れることを許さないため、議員・政治家の責任を厳しく問う仕組みとして、全ての政治団体の代表者に監督義務を明記し、会計責任者らが違反行為を行った際には、代表者にも同等の刑に処する仕組みが必要である。また、領収証が不要で透明性のない「政策活動費」の廃止など、言い逃れを許さず徹底した透明化を行い、金権腐敗構造を正すことが必要である。

よって、本市議会は国に対し、金権腐敗を根絶させるための政治資金規正法改正を強く求めるものである。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

千 葉 市 議 会

(提出年月日) 令和6年5月30日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

離婚後共同親権導入を含む「民法等の一部を改正する法律」の廃止を求める意見書(案)

離婚後共同親権を導入する内容を含む「民法等の一部を改正する法律」が本年5月17日に成立した。しかし、本改正法の中間試案に対するパブリックコメントには8,000通を超える、例を見ないほどの多数の意見が寄せられ、個人の意見では共同親権に反対する意見が賛成する意見の約2倍であった事実が公表されている。また、「STOP共同親権」オンライン署名は23万人を超え、DVや虐待から逃れ、安心・安全な生活を取り戻そうとする方々や全国の弁護士会から反対の声が沸き起きている。

夫婦関係は破綻しても親権の共同行使が真摯に合意され、子の利益にかなう場合には離婚後も共同親権として諸々の規律を定めることはあり得る。しかし、本改正法はそうした合意がない父母間にも、裁判所が共同親権を定め得るものであり、別居親による干渉や支配を復活、継続させる仕掛けとして使われるおそれがある。子どもの意見表明権も明記されない中では、子の権利や福祉が損なわれる危険を否定できないことは問題である。

さらには、共同親権の場合、高校授業料無償化の所得認定で別居する両親の収入が合算され、無償化の対象から外れる事態が起きることを文部科学副大臣が認めた。児童扶養手当や奨学金といった親の資力を要件とした各省庁の支援策が、少なくとも32項目あると判明しており、その中には父母双方の収入を合算して支給を判断するものもある。ただでさえ養育費を受け取っている母子家庭の割合は2割台と低い中で、ひとり親家庭への支援制度などが使えなくなることがあってはならない。

よって、本市議会は国に対し、離婚後共同親権導入を含む「民法等の一部を改正する法律」の廃止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

千葉市議会

(提出年月日) 令和 6 年 5 月 3 0 日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

機能性表示食品制度の見直しを求める意見書 (案)

小林製薬株式会社が製造した紅麹を使ったサプリメントを飲んでいたことにより、腎疾患などで死亡した人が本年 3 月 3 0 日までに 5 人に上り、入院者は 1 0 0 人を超えた。有害な物質が含まれていたとして 3 種類のサプリメントの回収・廃棄を命じる行政処分が行われるなど、深刻な事態となっている。

特定保健用食品 (トクホ) は、食品ごとに有効性や安全性など科学的根拠について国の審査を受け、許可を受ける必要がある。しかし、機能性表示食品は企業の届出制で、トクホのように人を対象とした臨床試験は必須でなく、科学的根拠となる文献を提出するだけで、国の審査はない。また、研究論文も、第三者の専門家が審査する査読を経ないものがあつたと指摘されているなど、機能性表示食品の安全性・効果の担保は企業任せで、極めて不十分なものである。このような制度では悪質な企業の参入も防げず、大規模な健康被害が起きて初めて国が対応することになると、創設当初から危惧されていた。

飲むだけで「脂肪吸収を抑える」「コレステロールを下げる」などの機能性をうたう商品は消費者にとって魅力的に映り、市場を広げている。しかし、今回のような深刻な被害が起きても国は責任を持たない。機能性表示食品の問題点を直視し、国民の健康や命を守るために安全性を担保する仕組みづくりは必要不可欠であり、抜本的に制度を見直すことが急務である。

よって、本市議会は国に対し、機能性表示食品制度の見直しを強く求めるものである。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

千 葉 市 議 会

(提出年月日) 令和6年5月30日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

物価高騰対策としての「電気・都市ガス料金の負担軽減措置」の復活を求める意見書(案)

政府は、2023年1月から家庭や企業などに対して、電気・都市ガス料金の負担軽減措置を講じており、電気料金については1キロワットアワー当たり、家庭向けでは3.5円、企業向けでは1.8円を補助し、都市ガス料金についても家庭や年間契約量の少ない企業を対象に、1立方メートル当たり15円を補助してきた。

しかしながら、この負担軽減措置について政府は「今年4月の使用分までは同額の補助を続け、5月の使用分は補助を従来の半分程度に縮小し、6月以降は廃止する」とした。

再生可能エネルギー普及のため、電気料金に上乗せされる賦課金が、2024年度に引き上げられたこともあり、本年度の電気・都市ガス料金は昨年度と比べ、標準世帯で約3万円の負担増になると見込まれている。物価高に加え、実質賃金が2022年4月以降、前年同月比で24か月連続のマイナスとなる中で、電気・都市ガス料金の負担増は市民生活を圧迫することが確実であり、消費行動への影響が懸念される。

また、地球温暖化などの要因により今年の夏も過酷な暑さとなることが予想されている。既に全国的に5月から夏日・真夏日が続出する中、冷房を使わざるを得ない本格的な暑さを前に、今から不安の声が寄せられている。電気代を節約するために、冷房を使わず過ごすことで熱中症を引き起こすなどの被害を防ぐには、負担軽減措置が必要である。

よって、本市議会は国に対し、物価高騰対策としての「電気・都市ガス料金の負担軽減措置」の復活を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

千葉市議会

(提出年月日) 令和6年5月30日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

国の地方公共団体に対する指示権を拡大する地方自治法改正案の撤回を求める意見書(案)

今国会において、政府が「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」と判断すれば、国に地方公共団体への広範な「指示権」を与え、地方公共団体を国に従属させる仕組みをつくるための地方自治法改正案が審議されている。

しかし、国による地方公共団体に対する補充的な指示に対しては、全国知事会会長から「憲法で保障された地方自治の本旨や地方分権改革により実現した国と地方の対等な関係が損なわれるおそれもある」との指摘や懸念が表明されていたところである。

今回の法改正案は「大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合」に、閣議決定で住民の生命・財産を守るために「必要がある」とすれば、地方公共団体に指示を出して義務を課せるようにするものである。

ここで問題となるのは、災害や感染症を例示しているものの、「その他」「これらに類する」など「事態」の範囲が極めて曖昧なことである。さらに、発生のおそれがあるなどの判断は、全て政府に委ねられ、国会にも諮らずに恣意的な運用が可能なことである。

今、政府は沖縄県民の民意も地方自治も無視し、法を悪用して名護市辺野古への米軍新基地建設を強行している。こうした強権的なやり方を、国の指示権強化によって全国に広げることが許されない。

よって、本市議会は国に対し、国の地方公共団体に対する指示権を拡大する地方自治法改正案の撤回を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

千葉市議会

(提出年月日) 令和 6 年 5 月 30 日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

食料自給率向上を政府の法的義務とするよう食料・農業・農村基本法の改正を求める意見書(案)

我が国における 2022 年度のカロリーベースの食料自給率は 38% で、先進国の中でも最低となっている。また、穀物自給率の 28% は世界 185 か国で 129 位である。旧農業基本法以来、食料自給率は下がり続け、食料・農業・農村基本法制定後、5 次にわたる食料・農業・農村基本計画では食料自給率を引き上げるとされてきたが、目標を達成したことは一度もなかった。これは基本法において、基本計画で食料自給率目標を設定することを定めたものの、基本計画自体は単なる閣議決定によるもので法的拘束力がなく、目標は事実上棚上げされてきたためである。

しかし、5 月 29 日に成立した食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律では、食料自給率をこれまでの位置づけよりも格下げした単なる一指標とし、食料自給率向上に対する国の責任を放棄しようとしている。今、世界的な食糧危機が進行し「食べたくても食べられない」人々が増えている中、食料自給率向上を放棄することは、食料の安定供給に重大な危機をもたらすことになりかねない。

基本法では、食料自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、計画の達成度の検証結果と必要な施策の見直しを国会に報告させることなどを明記する必要がある。

よって、本市議会は国に対し、食料自給率向上を政府の法的義務とするよう食料・農業・農村基本法の改正を強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

千 葉 市 議 会

(提出年月日) 令和6年5月30日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

千葉県営住宅ストックの有効活用を求める意見書(案)

千葉県営住宅は公営住宅法に基づき、千葉県が国の補助を受けて建設した賃貸住宅であり、住宅に困っている方や法令で定められた収入額以下の方を入居の対象としている。

2022年度の管理戸数は1万9,171件で、2007年度の1万9,629戸と比較して微減している。一方、空き戸数は2007年度の1,195戸(6.1%)に対して、2022年度は3,491戸(18.2%)と約3倍に増加している。

また、本市内にある県営住宅において、2022年は花見川区幕張県営住宅で115戸の空き住戸に対して4戸しか募集しておらず、若葉区小倉県営住宅も115戸の空き住戸に対して7戸の募集にとどまっている。これは外壁改修や風呂設置など、入居募集のための予算が県全体で800戸程度しかないことが原因であり、入居を希望する住民への対応が進まないことは問題と言わざるを得ない。

2022年11月に策定された「第4次千葉県住生活基本計画」では、「県営住宅の応募倍率は平成28年度から令和2年度平均で約5.3倍となっており、これまで蓄積してきたストックの有効活用を図ります」と明記されている。

県営住宅の応募倍率は依然として高く、住民の要望に応えるには予算を増額して募集戸数を増やす以外にはない。今こそ、県が自ら作った計画に沿って住宅政策を進めるべきであり、県営住宅ストックの有効活用をすべきである。

よって、本市議会は千葉県に対し、県営住宅ストックの有効活用を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

千 葉 市 議 会